

(仮称) 新阿蘇おぐにウインドファーム  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和 4 年 (2022 年) 3 月

株式会社 ジェイウインド

## 目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解	3

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して1か月間の縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

令和4年(2022年)1月14日(金)

#### (2) 公告の方法

令和4年(2022年)1月14日(金)付の日刊新聞紙「熊本日日新聞」、「大分合同新聞」及び「熊本県公報」に、方法書説明会の開催についての公告と合わせて掲載した(別紙1参照)。

また、下記において電子縦覧を実施した。

- ・電源開発株式会社(株式会社ジェイウインド親会社)のホームページに令和4年(2022年)1月14日(金)より掲載(別紙2参照)

<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

※南小国町役場、大分県庁及び九重町役場のホームページ、小国町及び南小国町の広報紙及びケーブルテレビにも方法書の縦覧に係るお知らせを掲載した。

#### (3) 縦覧場所

関係地域を対象に以下に示す6箇所にて図書の縦覧を実施した。また、電源開発株式会社(株式会社ジェイウインド親会社)のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・熊本県庁 行政棟本館1階情報プラザ (熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1)
- ・熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局 1階玄関 (熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402)
- ・小国町役場 中央階段 (熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1567-1)
- ・南小国町役場 まちづくり課窓口 (熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場143)
- ・大分県庁 環境保全課窓口 (大分県大分市大手町3-1-1)
- ・九重町 商工観光・自然環境課窓口 (大分県玖珠郡九重町大字後野上8-1)

#### (4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和4年(2022年)1月14日(金)から令和4年(2022年)2月14日(月)まで(土日、祝日を除く)

- ・縦覧時間：各縦覧場所の開庁日、開庁時間に準じた。

(電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。)

※なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、令和4年(2022年)2月28日(月)まで閲覧期間を延長した。

#### (5) 縦覧者数

縦覧者数は3名であった。

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 27 号) 第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を以下のとおり実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、感染拡大防止の観点から小国町及び南小国町の住民を対象とした説明会を中止した。そのため、小国町役場及び南小国町役場の方法書縦覧場所においては、説明会資料を令和 4 年(2022 年) 2 月 28 日(月)まで閲覧できるようにした。

開催日時	開催場所	参加者数
令和 4 年(2022 年) 1 月 22 日(土) 13 時～	かんぽの宿 阿蘇(会議室)	0 名
令和 4 年(2022 年) 1 月 22 日(土) 18 時 30 分～	J A 阿蘇小国郷 中央支所 小国郷農村地域活性化情報企画センター (2 階ホール)	中止
令和 4 年(2022 年) 1 月 23 日(日) 10 時 30 分～	九重グリーンパーク(会議室)	0 名

※中止になった会場の住民説明会については、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえ、別途開催を予定している。

## 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見書を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

令和 4 年(2022 年) 1 月 14 日(金) から令和 4 年(2022 年) 2 月 28 日(月) まで  
(郵送の受付は、当日消印有効とした。)

### (2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた(別紙 3 参照)

- ①株式会社ジェイウインドへの意見書の郵送
- ②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ③住民説明会会場での意見書の提出

### (3) 意見書の提出状況

提出された意見書は、郵送 2 通、意見書箱への投函 1 通の合計 3 通であった。

第2章 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は3通16件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	一般の意見の概要	事業者見解
1	<p>(1) 計画地とその周辺の自然環境および鳥類全般について 方法書に記載されている対象事業実施区域（以下、計画地という）およびその周辺は、熊本県内でも数少ない草原性鳥類が生息していて特別な生態系が維持されている地域である。また、日本最大の面積を有する阿蘇の草原と水環境を要素として世界遺産登録を目指している阿蘇地域の北西部に位置し、自然環境保全の観点からも貴重な地域である。</p> <p>計画地は主に草原で雑木林が隣接している。その草原部分を覆うように大型の風車に建て替える計画であるが、さえずり飛翔を行う草原性のセッカや熊本県の鳥に指定されているヒバリをはじめ、クマタカなどの希少猛禽類などが多く生息している。大分県との県境でもある計画地周辺では、2000年代前半まで希少猛禽類のイヌワシが確認されていたことも、ここが鳥類にとって重要な地域であることを裏付けている。その空間で既存のものよりも大型の風車が稼働することになると、多くの鳥類がバードストライク等の影響を受ける危険性が增大することとなる。さらに計画地周辺地域は、小園川、山内川野川、蔵園川、筑後川、小田川、田の原川、玖珠川などの源流部を有し水環境が豊かで、鳥類以外にも昆虫や爬虫類、両生類、哺乳類など数多くの生物が生息しており、生物多様性に富んだ貴重な地域でもある。</p> <p>方法書3章の表3.1-16では、鳥類の重要な種として、14目31科68種を挙げているが、計画地では稀にしか出現しないと思われる水鳥のシギ・チドリ類などが記載されている一方で、当該地域では真っ先に記載すべきと考えられる草原性鳥類の種名の記載がないことは大きな問題である。特に、計画地では優占種と考えられるセッカや夏鳥のホトトギスの記載がないのは、文献調査で参照した文献自体に情報不足があったためと考える。以上のような観点から、文献調査を含めて調査方法を再検討する必要がある。</p> <p>なお環境影響評価準備書の作成にあたっては、貴社がすでに運転している「阿蘇おぐにウインドファーム」と「阿蘇にしはらウインドファーム」、「新阿蘇にしはらウインドファーム」において知りえた事前調査および事後調査と現状の結果等も活用し、調査方法を検討することが求められる。特に、今回のリプレイスによって大型の風車に建て替えるのであれば、現行5基の既設風車の撤去前段階で鳥類等にどのような影響が出ているかを明確に把握して、影響がある場合には、影響が出ている既設風車の位置での建て替えを行ってはならない。</p>	<p>情報をお寄せいただき、ありがとうございます。頂いた情報は、準備書以降の図書に適切に反映してまいります。方法書以降の手続きにおいても、頂いたご意見を踏まえつつ、鳥類の専門家等にヒアリングを行い、地域の鳥類の状況や調査手法等についてご助言を頂き、調査、予測及び評価、保全措置の検討を行います。</p> <p>なお、表3.1-16は表3.1-14に示す選定基準に該当する種を抽出しており、セッカやホトトギスは選定基準に該当していないため、資料編のリストに掲載しました。</p> <p>また、「阿蘇おぐにウインドファーム」、「阿蘇にしはらウインドファーム」の建設時に実施された自主的環境影響評価の結果、現在実施中の「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム」の調査結果等も活用し、既設風力発電機による影響の把握に努めます。</p> <p>なお、既設「阿蘇おぐにウインドファーム」の5基の風力発電機によるバードストライクはこれまで確認された記録はありませんが、今後改めて調査する予定としています。</p>
2	<p>(2) 対象事業実施区域及びその周囲の概況 方法書3章の3.1.1(5)(a)では、低周波音の状況が記載されているが、詳細な記載がない。特に大型の風車の稼働による超低周波音の人への影響だけでなく、鳥類や草原に放牧される牛等への影響が懸念され、事例の記載が必要である。もしもこれまでの事例がないかデータが不足する場合は、貴社が現地調査をする必要がある。</p>	<p>鳥類への影響については、既設「阿蘇おぐにウインドファーム」の建設時に実施された自主的環境影響評価の調査結果と、方法書手続き以降の現地調査結果を比較するなど、影響の有無について検討いたします。</p> <p>また、現在、既設の風力発電機の直下で地域の牧野組合様により牛が放牧されていますが、建設時から現在まで放牧牛の健康に影響があったという実績はないと伺っております。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
3	<p>(3) 環境影響の考え方について</p> <p>方法書 4 章の表 4.4-1 (1) では、「これらの飛翔性動物は、事業実施想定区域での飛翔の可能性があり、施設の稼働に伴うバードストライクの影響が生じる可能性がある。」と記載されている。その一方で「周囲に主要な渡り鳥の飛翔経路は存在しないことから、施設の稼働に伴うバードストライクによる影響は小さい。」としている。風車建設の影響は、特定の鳥類や動植物だけでなく、あらゆる生物への影響を考えるべきで、影響が出ないようにすることを基本として進めるべき重大な事業である。</p>	<p>本事業は風力発電機の建替えを行うものであり、牛の放牧に利用されている土地に計画し、自然性の高い土地を開発するものではなく、「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドラン（令和 2 年 4 月環境省）」に沿って調査等の方法を検討しているものです。そのため、調査、予測及び評価は、主に飛翔性動物に絞って行っていますが、ご指摘のように、こういった環境を好む希少な昆虫類や植物も存在する可能性があることから、調査の対象としました。</p>
4	<p>(4) 鳥類調査の方法について</p> <p>方法書 6 章の表 6.3-5 (1) では、一般鳥類のポイントセンサス法の調査範囲が半径 50m となっている。風車の大型化に伴うブレード回転径が 130m もあることと調査地が草原であることを考えると、調査範囲の半径は 75m から 100m での調査も可能であり、より広範囲で多くのデータを収集すべきである。特に近年個体数が減少していると言われるアカショウビンやオオルリ、クロツグミ、サンコウチョウなどの夏鳥が水源を有する近隣の林で繁殖し、計画地を飛翔する可能性が高いことに留意しなければならない。また、カッコウ、ホトトギス、ツツドリなどの草原を飛翔するカッコウ科鳥類の生息にも十分留意して調査すべきである。</p> <p>さらに、春の渡り鳥調査は、3～4 月となっているのは不十分であり、計画地周辺での鳥の渡りの現状から考えると 3～5 月とすべきである。渡り鳥と希少猛禽類については定点調査が計画されているが計画地周辺では、クマタカやサシバ、ツミ、ノスリが繁殖している可能性があり、計画地を飛翔することが懸念される。</p> <p>一般鳥類とフクロウの調査地点については、ほぼ計画地上に 3 地点しか設定されておらず、少ない。草原を中心とした狭い範囲での調査になると森林性鳥類のデータが不足して重大な要素を見落とすことが危惧される。周辺の貴重な里山環境や森林等を視野に入れた広範囲の調査を実施して、繁殖状況等を詳細に把握する必要がある。</p> <p>また計画地は、熊本県「レッドデータブックくまもと 2019」で絶滅のおそれのある地域個体群に指定されているホオアカの繁殖地である。同じく地域個体群のノスリやコヨシキリが繁殖している可能性もあり、オオジシギの存在にも留意する必要がある。</p> <p>さらに、鳥類が夜間も移動していることは広く知られるようになってきているが、計画地でも夜間に鳥類が飛翔する可能性は大きい。フクロウ類の夜間調査が 1 月から 6 月の繁殖期を中心に設定してあるが、夏鳥のヨタカなども夜間調査をする必要がある。また冬期はコミミズクなどの調査も必要で、小鳥などが夜に渡りをするとも考えると、年間を通して夜間レーダー調査などを実施することで、130m の高さにも及ぶ風車の大型化に伴う鳥類への影響を評価すべきである。</p> <p>このように希少種を含む多くの鳥類の生息地であることから、利用状況を詳細に把握することで、バードストライク等の甚大な影響を回避することにつなげなければならない。最終的には、一般鳥類や渡り鳥、猛禽類等を含めて、大型の風車の建設がこの地域一帯の鳥類に与える影響を評価することが重大な責務である。</p> <p>方法書 6 章の表 6.3-17 (1) では、工事中資材の搬出入や土地の改変の影響を人と自然との触れ合いの活動の場として取りあげられているが、大型ブレードの搬入などを考えると、道路拡幅に伴う樹木伐採や拡幅後の法面の植栽種についても十分な配慮が必要である。特に近年は阿蘇地域においてもニホンジカが</p>	<p>鳥類調査の方法につきましては、既設「阿蘇おぐにウィンドファーム」の建設時に実施された自主的環境影響評価の結果や、専門家等へのヒアリングによるご助言を踏まえ、適切に予測、評価が行えるように調査頻度、調査手法を含め、調査計画を検討いたしました。ご指摘いただきました手法につきましては、再度検討し、必要に応じて専門家等へのヒアリングを行い、適切に調査を実施します。</p> <p>また、土地の改変後に植栽を実施する場合は、専門家等のご指導のもと、周辺の動植物に影響のないよう配慮いたします。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>確認されるようになってきているが、植栽等の植物種によってはニホンジカが好んで食べ、結果的にシカを誘引して個体数が増加し、現存の環境を破壊することが危惧される。現に熊本県中央部から南部地域にかけてはスズタケなどがシカによって食べつくされ、ウグイスやコマドリなどの繁殖環境が消滅しているところがある。それらについても十分に調査し、計画の実施により食物連鎖による鳥類等のすみかを奪うことがないようにしなければならない。</p>	
5	<p>(5) 県知事意見の順守について  方法書の7章に記載されている県知事の意見を順守した調査や保全措置を行うことは必須である。「風力発電機の大規模化によりバードストライクの発生件数の増加が懸念されること」「クマタカ等希少猛禽類の生息が確認されていること」「県希少野生動物の生息・生育の可能性があること」が指摘されている。前述の通り、猛禽類のクマタカやサシバ、ツミ、ノスリの繁殖と生活圏の中での計画地飛翔が危惧される。また冬期はハイイロチュウヒやハイタカなども確認されている。それらの意見をふまえて詳細な飛翔高度調査や発電機の配置などについて質、量ともに十分な調査を実施し、鳥類への影響をできるかぎりの回避や低減ではなく、回避することが求められる。それを順守するには、自然環境全般に対する幅広い視野を持った詳細な現地調査を実施し、施設の稼働後も、「作る責任、見守る責任」を継続していく企業としての姿勢が必要である。</p>	<p>希少猛禽類の調査につきましては、既設「阿蘇おぐにウインドファーム」の建設時に実施された自主的環境影響評価の結果や、専門家等へのヒアリングを行い、その助言を踏まえ、適切に予測、評価が行えるように調査頻度、調査手法を含め、調査計画を検討いたしました。  また、これらの調査・検討の結果より予測及び評価、環境保全措置の検討を行い、必要に応じて施設の稼働後の事後調査を計画いたします。</p>
6	<p>(6) アセス図書の縦覧方法について  アセス図書の閲覧は、環境影響評価法により定められているとはいえ、縦覧期間が1か月半と短く、また、縦覧場所も限られており、インターネット上で閲覧は可能であるが、印刷ができないことが不便である。数百ページもあるアセス図書を縦覧場所、またはパソコン上のみで閲覧しながら意見書を作成することは、現実的ではない。作成した意見書の内容の誤りの有無をアセス図書と整合して確認するのに、パソコン上では不合理である。アセス図書の内容が、実際の計画地の状況と齟齬がないかを地域住民や利害関係者等が精査できることこそが、環境影響評価の信頼性を確保し、地域住民等との合意形成を図るうえで不可欠である。そのため、閲覧可能期間に限らず、縦覧期間後も地域の図書館などで、アセス図書を常時閲覧可能にし、また、随時インターネットでの閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきである。今後も地域住民との積極的な合意を形成するために情報公開は必須であるが、現地住民への建て替え情報の周知は現状として十分ではなく、情報公開のあり方を改善する必要がある。また、すぐにアセス図書を常時公開することが難しいようであれば、多くの事業者が実施しているように、関係する自然保護団体等に紙媒体でのアセス図書を提供すべきである。この意見を貴社には、令和3年1月8日付で「新阿蘇にしはらウインドファーム」意見書において提出しているが、未だ対応できていないことは残念であり企業としての誠意のなさを感じる。</p>	<p>当該方法書が当社の財産・著作物であることや、当社以外が作成した地図等を含むことから、無断複製等の著作権に関する問題が生じることがないように留意する必要があると考えています。従って、当該図書をインターネット等で際限なく開示することは、現時点では差し控えていますが、ご指摘のようなご要望があることを踏まえ、今後関係機関と協議して参ります。  なお、本方法書においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期間と縦覧期間が重複したことを踏まえ、意見書提出期日まで縦覧期間を延長することと致しました。</p>
7	<p>1. 意見は要約しないこと  意見書の内容は、事業者「株式会社ジェイウインド」及び委託先「アジア航測株式会社」の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。  事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第14条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することとしました。</p>
8	<p>2. 本事業で採用する予定の風力発電機について、カットイン風速（発電を開始する風速）時の回転速度（rpm）はいくつか？  理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。</p>	<p>使用する風力発電機の機種が確定しておらず、現時点で詳細な仕様について、お示しすることが出来ません。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
9	3. 本事業で採用する予定の風力発電機について、カットイン風速（発電を開始する風速）未満におけるアイドル時の回転速度（rpm）は、2rpm以下で回転し続けるように、フェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）ができるのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	使用する風力発電機の機種が確定しておらず、現時点で詳細な仕様について、お示しすることが出来ません。但し、カットイン風速未満であるときにフェザリングを行う（完全に止めることは出来ないが木の枝のようにゆっくりと動く）ことは多くのメーカーで導入されていると考えております。
10	4. 本事業の風力発電機は、SCADA（Supervisory Control And Data Acquisition）システムにより制御するのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	使用する風力発電機の機種が確定しておらず、現時点で詳細な仕様について、お示しすることが出来ません。
11	5. 本事業の SCADA システムは、指定された時間内に指定された風速より低い風力発電機のみを、一時停止またはフェザリングできるのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	使用する風力発電機の機種が確定しておらず、現時点で詳細な仕様について、お示しすることが出来ません。
12	6. 死骸確認調査について調査頻度が少ない P260 死骸確認調査の実施期間は 5～8 月、11 月～2 月は月 2 回、3、4、9、10 月は月 4 回とある。コウモリ類の死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている※1。 最新のガイドライン※2によれば、週 1 回（探索間隔が 7 日）の頻度は、コウモリが見つかる前にスカベンジャーに捕食される可能性が高くなるので推奨されていない。探索間隔が長いとコウモリの死亡日が推定できず、保全措置の検討ができない。コウモリ類の死骸確認調査については、2 日～4 日間隔が許容される限度であることも指摘されている。以上のことから ①『1 回あたり 5 日間の集中調査を月 2 回以上』行うこと。 ②①は少なくともコウモリの活動時期（4 月初旬から 10 月下旬まで）行うこと。 ※1 平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実施把握 I 報告書）P213. NEDO, 2018. ※2 「Bats and onshore wind turbines - survey, assessment and mitigation」 <a href="https://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessment-and-mitigation">https://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessment-and-mitigation</a>	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。ご指摘いただきました調査方法につきましては、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
13	7. 死骸確認調査の調査内容について P260 死骸確認調査の調査内容だが、踏査間隔（m）が書いていない。コウモリの死骸は小さいので、少し離れた地面におちていても、ほとんど識別できない。よって、片側 1.5m 間隔（つまり踏査ルートの間隔は 3m 以内）で行うこと。ヒトによる発見は限界があるので、犬を使った調査も検討すること。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。ご指摘いただきました調査方法につきましては、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
14	8. P259 バットストライクの予測は定量的に行うこと P259 予測手法について、事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、解析手法も公開されている（※1、※2）。よって、バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。 ※1 「Bats and onshore wind turbines - survey, assessment and mitigation」 <a href="http://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessment-and-mitigation">http://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessment-and-mitigation</a> ※2 「ECOBAT」 <a href="http://www.ecobat.org.uk/about-ecobat">http://www.ecobat.org.uk/about-ecobat</a>	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。周辺地権者との協議の上でバットディテクターを設置して音声モニタリング調査を行うこととします。 なお、具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切な措置を検討いたします。
15	9. P259 バットストライクの予測は定量的に行うこと P259 予測手法について、事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、解析手法も公開されている（※1）。 よって、準備書では以下の情報を明記すること。 ①検出器の位置：緯度と経度。 ②使用されたコウモリ探知機のタイプ/モデルの詳細、および生	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。周辺地権者との協議の上でバットディテクターを設置して音声モニタリング調査を行う計画とします。 なお、具体的な調査の諸元については、今後の調査を踏まえ、分かり易い記載となるよう図書への記載を検討いたします。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>成された活動データがサウンドファイルのフルスペクトルまたはゼロクロッシング分析に基づいているかどうか。</p> <p>③調査の開始日と終了日。</p> <p>④日没と日の出に関連して検出器が動作していた開始時間と終了時間。</p> <p>⑤気象データ：可能な限り、静的検出器が配備された夜間の気象データを含める必要がある。この情報には、気温（日没以降に記録）、風速、降水量、および夜間に天候が変化したかどうかを含める必要がある。したがって、データは、これをキャプチャするのに十分な高解像度（たとえば 10 分間隔）である必要がある。</p> <p>⑥マイクの高さと向き：検出器は通常、三脚、ポール、またはオンサイト構造に配置され、マイクは地上から約 2m の高さになる。気象マストなど、より高い場所で行われる調査を明確に識別するように注意する必要がある。</p> <p>⑦検出器の半径 50m 以内の線形フィーチャの存在（およびタイプ）。</p> <p>⑧フェーズ 1 の生息地分類、例：ウエットヒース/ドライヒース（フェーズ 1：生息地調査のための JNCC ハンドブックを参照）。</p> <p>⑨すべての調査夜の、種（または種グループ）ごとの一泊あたりのコウモリの通過の総数、およびコウモリの通過の定義、種が特定された基準（根拠）。</p> <p>コウモリの活動データを表示するための標準化された形式は、以下サイトの付録 1 に記載されているので参照されたい。</p> <p>※1「Bats and onshore wind turbines - survey, assessment and mitigation」  <a href="http://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessment-and-mitigation">http://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessment-and-mitigation</a></p>	
16	<p>国立公園内での構造物の設置は、環境省より原則認められていません（特に風力発電は例がありません）。この為、本地区の設置に当たっては、認可の条件としまして「風の自然学校」（正式名称はわかりません）を設立し、広く国民に対して、風や自然の理解を深める場にして活動を行なうことが設置許可の条件になったのではなかったのではないかと思います。本評価方法書につきまして、一読しまして、私の見落としかもしれませんが、その部分がわかりませんでした。環境影響以前に、国立公園内に設置することの原点の部分かと思ひまして、意見を述べさせていただきました。私の思い違い等あるかと思ひますがその点はご了承下さいませ。</p>	<p>国立公園内での風力発電所については、2004 年（平成 17 年）の自然公園法施行規則改正により、阿蘇おぐにウインドファームに限らず設置されている状況です。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、当初、弊社が事業主体となる以前の事業者により、構造改革特区制度に則り風力発電設備の設置と合わせて自然学校を設置する内容で申請がなされたものと聞いております。ただし、実際には同制度に採択されておらず、従って許可条件ともなっておりません。しかしながら、本事業は、豊かな自然環境に立地する風力発電所のリプレイスであり、周辺の自然環境保全に努めるとともに、環境教育の面でも引き続き地域のご理解を得ながら対応して参りたいと考えております。</p>

日刊新聞紙等における公告

熊本日日新聞 (令和4年(2022年)1月14日 朝刊15面)

環境影響評価方法書縦覧及び住民説明会の開催について(公告)

環境影響評価法に基づき、(仮称)新阿蘇おぐにウインドファーム環境影響評価方法書を次のとおり縦覧します。また、同法に基づき説明会の開催について、お知らせします。

事業者の名称  
株式会社ジェイウインド(代表者:代表取締役社長 森本成、所在地:東京都中央区銀座六丁目15番1号)

対象事業の名称(対象事業の種類、発電設備出力)  
(仮称)新阿蘇おぐにウインドファーム(風力発電 最大八千五百キロワット)

対象事業実施区域  
熊本県阿蘇郡小国町、南小国町、大分県玖珠郡九重町

対象事業に係る環境影響を受ける範囲  
熊本県阿蘇郡小国町、南小国町、阿蘇市、大分県玖珠郡九重町

方法書の縦覧  
①縦覧場所:熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)、熊本県北広域本部阿蘇地域振興局(1階玄関)、小国町役場(中央階段、南小国町役場(まちづくり課窓口)、大分県庁(環境保全課窓口)、九重町(商工観光・自然保護課窓口))

②縦覧期間:令和4年1月14日(金)～令和4年2月14日(月)

③縦覧時間:開庁日の午前8時30分から午後5時まで(開庁時間に準ずる)

④電子縦覧: <https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

説明会の開催日時・場所  
令和4年1月22日(土)13時～阿蘇市・かんぼの宿阿蘇(会議室)  
令和4年1月22日(土)18時30分～小国町、南小国町、JA阿蘇小国郷中央支所小国郷農村地域活性化情報企画センター(2階ホール)

令和4年1月23日(日)10時30分～九重町、九重グリーンパーク(会議室)

但し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、予定を変更する場合は、前述の電子縦覧URLに掲載します。

意見書の提出  
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をもちたい方は、書面により提出することができます。

①提出方法:氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、左記まで郵送(当日消印有効)又は縦覧場所(熊本県庁を除く)に設置された意見書箱への投函により提出ください。※個人情報情報は必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

②提出期間:令和4年1月14日(金)～令和4年2月28日(月)

③意見書提出先:お問い合わせ先  
株式会社ジェイウインド  
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号(電源開発株式会社内)  
TEL 03-3546-9600 担当:相澤・門馬

大分合同新聞 (令和4年(2022年)1月14日 朝刊23面)

環境影響評価方法書縦覧及び住民説明会の開催について(公告)

環境影響評価法に基づき、(仮称)新阿蘇おぐにウインドファーム環境影響評価方法書を次のとおり縦覧します。また、同法に基づき説明会の開催について、お知らせします。

事業者の名称  
株式会社ジェイウインド(代表者:代表取締役社長 森本成、所在地:東京都中央区銀座六丁目15番1号)

対象事業の名称(対象事業の種類、発電設備出力)  
(仮称)新阿蘇おぐにウインドファーム(風力発電 最大八千五百キロワット)

対象事業実施区域  
熊本県阿蘇郡小国町、南小国町、大分県玖珠郡九重町

対象事業に係る環境影響を受ける範囲  
熊本県阿蘇郡小国町、南小国町、阿蘇市、大分県玖珠郡九重町

方法書の縦覧  
①縦覧場所:熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)、熊本県北広域本部阿蘇地域振興局(1階玄関)、小国町役場(中央階段、南小国町役場(まちづくり課窓口)、大分県庁(環境保全課窓口)、九重町(商工観光・自然保護課窓口))

②縦覧期間:令和4年1月14日(金)～令和4年2月14日(月)

③縦覧時間:開庁日の午前8時30分から午後5時まで(開庁時間に準ずる)

④電子縦覧: <https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

説明会の開催日時・場所  
令和4年1月22日(土)13時～阿蘇市・かんぼの宿阿蘇(会議室)  
令和4年1月22日(土)18時30分～小国町、南小国町、JA阿蘇小国郷中央支所小国郷農村地域活性化情報企画センター(2階ホール)

令和4年1月23日(日)10時30分～九重町、九重グリーンパーク(会議室)

但し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、予定を変更する場合は、前述の電子縦覧URLに掲載します。

意見書の提出  
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をもちたい方は、書面により提出することができます。

①提出方法:氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、左記まで郵送(当日消印有効)又は縦覧場所(熊本県庁を除く)に設置された意見書箱への投函により提出ください。※個人情報情報は必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

②提出期間:令和4年1月14日(金)～令和4年2月28日(月)

③意見書提出先:お問い合わせ先  
株式会社ジェイウインド  
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号(電源開発株式会社内)  
TEL 03-3546-9600 担当:相澤・門馬

**公告**  
 環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により作成した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)について、同法第7条の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。また、同法第7条の第1項の規定により開催する方法書の記載事項を周知するための

令和4年(2022年)1月14日 金曜 熊本県公報 第13094号 32

説明会(以下、「説明会」という。)を開催するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年1月14日

株式会社ジェイウインド 代表取締役社長 森本 成

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 株式会社ジェイウインド
  - (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 森本 成
  - (3) 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 (仮称)新阿蘇おぐにウインドファーム
  - (2) 種類 風力発電(陸上)
  - (3) 規模 風力発電所の設備の出力:最大8,500kW  
 風力発電機の基数:2~3基(予定)、単基の定格出力4,000kW程度(予定)
- 3 対象事業が実施されるべき区域
 

熊本県阿蘇郡小国町、南小国町、大分県玖珠郡九重町
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 

熊本県阿蘇郡小国町、南小国町、阿蘇市、大分県玖珠郡九重町
- 5 方法書及び概要書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所
 

ア 熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)

イ 熊本県北広域本部阿蘇地域振興局(1階玄関)

ウ 小国町役場(中央階段)

エ 南小国町役場(まちづくり課)
  - (2) 期間 令和4年1月14日(金)から令和4年2月14日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
  - (3) 時間 午前8時30分から午後5時00分まで(開庁時間に準ずる)
  - (4) 電子縦覧 <https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>
- 6 意見書の提出
 

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
  - (1) 提出期限 令和4年2月28日(月)当日消印有効
  - (2) 提出方法 後述の意見書の提出に必要な事項を記載し、問い合わせ先まで郵送(当日消印有効)又は縦覧場所(熊本県庁を除く)に設置された意見書箱への投函。
  - (3) 意見書の提出に必要な事項を記載すること。
 

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載すること。)
- 8 説明会の開催を予定する日時及び場所
  - (1) 日時 令和4年1月22日(土)午後1時から
  - (2) 場所 かんばの宿阿蘇1階会議室 阿蘇市一の宮町宮地5936
  - (3) 日時 令和4年1月22日(土)午後6時30分から
  - (4) 場所 JA阿蘇小国郷中央支所小国郷農村地域活性化情報企画センター2階ホール 阿蘇郡小国町宮原2300
- 9 補足事項
 

住民説明会の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分にを行う。但し、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、予定を変更する場合は、前述の電子縦覧URLに掲載する。
- 9 問合せ先
 

株式会社ジェイウインド  
 〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号(電源開発株式会社内)  
 TEL 03-3546-9600  
 (午前9時00分から午後5時00分まで(土日・祝日を除く))  
 担当:相澤・門馬

## 電源開発株式会社ホームページにおけるお知らせ


[J-POWERグループ](#) [お問い合わせ](#) [JP | EN](#)

[企業情報](#) | [事業情報](#) | [株主・投資家の皆様](#) | [サステナビリティ](#) | [採用情報](#) | [ニュース](#) | [知る・学ぶ・楽しむ](#)
[サステナビリティ](#) > [環境](#) (E) > [環境アセスメント](#) > [風力発電事業に係る環境影響評価手続き](#) > (仮称)新阿蘇おぐにウインドファームにおけ

[サステナビリティ](#)

## 風力発電事業に係る環境影響評価手続き (仮称)新阿蘇おぐにウインドファーム における風力発電事業

(仮称)新阿蘇おぐにウインドファーム 環境影響評価方法書(以下、「方法書」)

2022年1月22日(土)18時30分から予定しておりました方法書説明会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、中止といたしましたのでお知らせいたします。

なお、2022年2月14日(月)まで予定していた方法書の縦覧につきまして、縦覧期間終了後、意見書の募集期間である2022年2月28日(月)までひきつづき閲覧いただけます。

- [新型コロナウイルス感染拡大に伴う方法書説明会の一部 中止について](#)

方法書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法に基づき公表します。

なお、印刷及びダウンロードはできません。

- [「\(仮称\)新阿蘇おぐにウインドファーム 環境 影響評価 方法書」の届出・送付及び 公 告・縦覧について](#)

- [表紙・目次](#)
- [第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- [第2章 対象事業の目的及び内容](#)
- [第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)
- [第4章 対象事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果](#)
- [第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)
- [第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)
- [第7章 その他環境省令で定める事項](#)
- [第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

- [資料編](#)

- [要約書](#)

- [ご意見記入用紙](#)

(仮称)新阿蘇おぐにウインドファーム 計画段階環境配慮書(以下、「配慮書」)

配慮書及び要約書の縦覧は2021年8月2日に終了しました。

お問い合わせ先

電源開発株式会社 風力事業部 企画・技術室  
TEL : 03-3546-9600 (平日9時~17時)

**マイナンバーカード  
夜間窓口の開設**

仕事や学校等で日中に来庁することが難しい方のために、夜間窓口を開設します。日程は下記のとおりです。

- ◎日時：令和4年1月6日(木)  
17:15～19:00
- ◎場所：小国町役場  
町民課（庁舎1階）

マイナンバーカードの申請をして受取りをされていない方はどなたでもお越しください。

**【留意事項】**

- ※やむを得ない理由がない場合は、本人が来庁してください。
- ※15歳未満の者又は成年被後見人は、その法定代理人と一緒に来庁してください。

☎小国町役場町民課 ☎46-2115



**環境影響評価方法書に  
関する住民説明会**

小国町（上田）と南小国町の町境に立つ風力発電施設の建替えに関する、(仮称)新阿蘇おぐにウインドファーム環境影響評価方法書についての住民説明会が行われます。

この説明会は主に小国町、南小国町の両町住民を対象に行われるものです。

- ◎日時  
令和4年1月22日(土)18時30分～
- ◎場所  
J A 阿蘇小国郷中央支所2階ホール
- ◎お問合せ  
電源開発株式会社  
☎03-3546-9600(平日9時～17時)  
担当：相澤・門馬



**防犯灯電料助成制度  
についてのお知らせ**

この制度は、地域防犯のために管理・設置している防犯灯の電料料について助成しています。

1月の各組回覧にて申請書を配布していますので、対象となる地域・団体は、令和4年2月15日(火)までに必要書類を添えて役場総務課へご提出ください。

- ※受付終了後に申請いただいても、お支払いすることが出来ない場合がありますのでご注意ください。
- ※令和3年1月から12月までが防犯灯電料助成の対象となります。

☎小国町役場総務課 ☎46-2111

**令和3年度大字対抗  
駅伝大会中止について**

例年3月に開催しております大字対抗駅伝大会について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止が決定しました。

皆様のご理解の程よろしくお願いいたします。

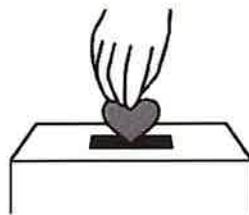
☎小国町スポーツ協会  
(小国町教育委員会事務局)  
☎46-3317

**社協告知板**

この度、次の方々からご寄附いただきましたので、お礼とともにお知らせします。

**○香典返しとして**

宮原松田 松壽 雅宏 様	故人 彬宏 様
上田蔵園 宇都宮 良治 様	故人 國男 様
上田室 永江 一雄 様	故人 一多 様
下城築瀬 宮崎 愛子 様	故人 正義 様
西里所尾野 長野 福美 様	故人 照夫 様
黒淵本村 辛嶋 達也 様	故人 敏雄 様



皆様からいただきました寄附金は、小国町の社会福祉事業に有意義に使わせていただきます。

小国町社会福祉協議会

**税告知板**

今月の町税についてお知らせします。

- ◎町・県民税（第4期分）
- ◎納期限及び口座振替日  
1月25日(火)

税額を通知書でご確認の上、納期限内に納付をお願いします。

☎小国町役場税務会計課 ☎46-2130



ホーム > [お知らせ](#) > [2022年](#) > (仮称) 新阿蘇おぐにウインドファーム風力発電事業計画に係る住民説明会の中止及び方法書閲覧期間の延長について

## (仮称) 新阿蘇おぐにウインドファーム風力発電事業計画に係る 住民説明会の中止及び方法書閲覧期間の延長について

お知らせ

- ◉ [2022年](#)
- ◉ [2021年](#)
- ◉ [2020年](#)

2022年01月17日

株式会社ジェイウインド（電源開発株式会社100%出資子会社）から（仮称）新阿蘇おぐにウインドファーム風力発電事業計画に係る方法書が公表されましたので縦覧に供します。

本方法書は環境影響評価法に則り、環境アセスメントを行うにあたっての調査・予測・評価などを記載した図書となります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和4年1月22日（土）に予定しておりました住民説明会は中止となりました。今後の対応は下記の電源開発株式会社ホームページ掲載の「新型コロナウイルス感染拡大に伴う方法書説明会の一部中止について」をご確認ください。

### 方法書の縦覧

- 縦覧場所：南小国町役場まちづくり課窓口
- 縦覧期間：令和4年1月14日（金）～令和4年2月14日（月）まで  
**住民説明会中止に伴い、縦覧期間を令和4年2月28日（月）まで延長いたします。**  
意見箱設置期間：同上（土曜・日曜・国民の祝日及び休日・閉庁日は除く）
- 縦覧時間：開庁日の8時30分～17時15分まで
- 電子縦覧：電源開発株式会社ホームページからもご確認できます。

電源開発株式会社ホームページURL

(<https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>)

### 住民説明会（中止）

- 日時：令和4年1月22日（土）午後6時30分開始
- 場所：JA阿蘇小国郷中央支所 2階ホール

環境影響評価方法書説明会資料を方法書縦覧場所で開催いただけます。（※準備が整い次第、設置いたします。）

### 意見書の提出について

環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

意見書はお問い合わせ先への郵送、または縦覧場所に設置された意見箱への投函によりご提出ください。

### 意見の提出・お問い合わせ先

〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号（電源開発株式会社内）

株式会社ジェイウインド（☎03-3546-9600）平日9時から17時まで

情報広場

詳しいことは、問い合わせ先にご連絡ください。

お知らせ

**南小国町くらし応援券及び倍返し飲食券の使用期限**

南小国町くらし応援券及び倍返し飲食券の使用期限は1月31日(月)までとなっていますので、期限内にご利用ください。

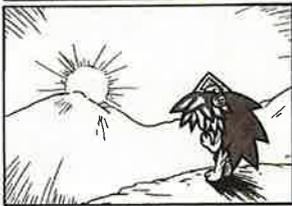
■問い合わせ

南小国町商工会  
☎(42)0142

**庁舎別館について**

町民の皆様には庁舎別館建設に伴い、役場駐車場の一部制限等により大変、ご迷惑をおかけしています。年度内完成となる見込みですので皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

きよら日記



庁舎別館のオープンにつきましては、令和4年4月4日を予定しています。それに併せて役場会計室が別館一階に移転となります。

また、肥後銀行南小国出張所も別館一階に移転する予定となっています。肥後銀行ATM、阿蘇農協ATMの設置も行う予定です。詳細につきましては、3月の広報でお知らせ致します。

■問い合わせ

総務課管財係  
☎(42)1112

**環境影響評価方法書の縦覧・住民説明会**

南小国町と小国町の町境にある風力発電施設の建替

え計画に伴い、環境影響評価法に基づく方法書の縦覧及び住民説明会が実施されます。

■事業者

株式会社ジェイウインド  
代表取締役社長 森本成

■方法書の縦覧について

役場まちづくり課窓口

■縦覧期間

令和4年1月14日(金)～  
2月14日(月)

■縦覧時間

開庁日の午前8時30分～午後5時15分まで

※電源開発株式会社ホームページからも確認できます。  
<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/>

寄附

**住民説明会について**

■日時

令和4年1月22日(土)  
午後6時30分開始

■場所

J A阿蘇小国郷中央支所  
小国郷農村地域活性化情報企画センター2階ホール

■意見書の提出について

環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。提出・問い合わせ先へ郵送、または縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出ください。

■提出期限

令和4年2月28日(月)

■意見の提出・問い合わせ先

〒104-8165  
東京都中央区銀座六丁目15番1号(電源開発株式会社内)

株式会社ジェイウインド  
☎03(3546)9600  
平日9時～17時  
担当 相澤・門馬

**社協へのご寄附のお礼**

故人の香典返しとして、多額のご寄附をいただきました。心よりお礼申し上げますとともに故人のご冥福をお祈りいたします。

志水 永夫 様 坂の下

(故)安雄 様  
澤井あさみ 様 森園

(故)大塚利弘 様

松岡 洋 様 志津上  
(故)ナガ 様

(12月13日までの受付分)  
また、一般寄附として、次の方より多額のご寄附を賜りました。

立脇 良基 様 白川(回)  
皆さまのお志に添いますよう有意義に活用させていただきます。誠にありがとうございました。

南小国町社会福祉協議会

[現在地](#) [トップページ](#) > [組織からさがす](#) > [生活環境部](#) > [環境保全課](#) > (仮称)新阿蘇おぐにウインドファームに係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧について (追加情報)

## (仮称)新阿蘇おぐにウインドファームに係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧について (追加情報)

ページ番号 : 0002168759 更新日 : 2022年1月28日更新

環境影響評価法に基づき、下記の者から事業に係る環境影響評価方法書が公表されました。

### 1 事業者の名称及び住所

株式会社ジェイウインド 代表取締役社長 森本 成  
東京都中央区銀座六丁目15番1号

### 2 対象事業の名称及び概要

(仮称)新阿蘇おぐにウインドファーム  
種類 : 風力発電所 (陸上)  
出力 : 最大8,500kW  
対象事業実施区域 : 熊本県阿蘇郡小国町上田、南小国町満願寺及び大分県玖珠郡九重町湯坪の行政境付近

### 3 縦覧の場所及び期間

※新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応として、縦覧期間が延長されました。下記縦覧場所にて、意見書の提出期間最終日である令和4年2月28日(月曜日)まで閲覧することができます。

場所 : 大分県庁 環境保全課 (別館5階)  
九重町役場 商工観光・自然保護課  
その他、熊本県内の行政機関窓口

期間 : 令和4年1月14日(金曜日)～2月28日(月曜日)  
(各施設の開庁時間のみ。大分県庁は午前8時30分から午後5時15分まで)

### 4 意見の提出期間

令和4年1月14日(金曜日)～2月28日(月曜日)

詳細は以下の株式会社ジェイウインドホームページにてご確認ください。

[株式会社ジェイウインドホームページ](#)

このページに関するお問い合わせ先

[環境保全課](#)

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 (大分県庁舎別館5階)

大気保全班

Tel : 097-506-3114

## 九重町役場ホームページにおけるお知らせ

文字の大きさ： [小](#) [標準](#) [大](#) 背景色： [黒](#) [青](#) [白](#) [ふりがなをつける](#) [English](#) [繁体中文](#) [简体中文](#) [한국어](#) [サイトマップ](#) | [お問い合わせ](#)

Kokonoe Town

**九重町**

[くらし・町政](#) [観光](#) [九重町について](#) [定住促進  
空き家情報](#)

[防災情報](#) [休日当番表](#) [役場案内](#) [広報情報](#) [町へのご意見](#)

Google 検索

## (仮称)新阿蘇おぐにウインドファーム環境影響評価方法書の公表について (追加情報)

公開日 2022年2月3日

株式会社ジェイウインド（電源開発株式会社100%出資子会社）から、（仮称）新阿蘇おぐにウインドファーム 環境影響評価方法書が公表されましたので縦覧に供します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応として、下記縦覧場所において、縦覧期間終了後、意見箱設置期間である令和4年2月28日（月曜日）まで閲覧いただけます。

- 縦覧場所：九重町役場 1階ロビー
- 縦覧期間：令和4年1月14日（金曜日）～令和4年2月14日（月曜日） ~~令和4年2月28日（月曜日）~~  
意見箱設置期間：令和4年1月14日（金曜日）～令和4年2月28日（月曜日）  
（土曜・日曜・国民の祝日及び休日・開庁日は除く）
- 縦覧時間：開庁日の8時30分～17時まで（開庁時間に準ずる）
- 電子縦覧：[電源開発株式会社ホームページ](#) からのご確認ができます。

### お問い合わせ

#### 商工観光・自然環境課

電話：0973-76-3150

FAX：0973-76-2247

メール：[syoko@town.kokonoe.lg.jp](mailto:syoko@town.kokonoe.lg.jp)

